第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２８年（フ）第６３２号
堺市西区神野町２丁15番33―202号
債務者　關根　良明
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６６６号
堺市西区浜寺石津町西４丁17番17号、前住所堺市西区浜寺石津町西４丁26番２号
債務者　山義建設こと　山下　義廣
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６７２号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目４番６―501号、前住所大阪府東大阪市長田３丁目３番３―302号　東大阪・長田パーク・ホームズ　302号
債務者　中西　健二
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６８５号
堺市西区上野芝向ヶ丘町６丁２番27号
債務者　小山　博史
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６９０号
堺市堺区松屋大和川通２丁107番地11
債務者　大宮淳一郎
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
奈良県山辺郡山添村大字春日696番地
債務者　中山　　淳
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１０３号
北海道帯広市西12条南31丁目１番地４　コーポピープル３―Ｃ
債務者　飛田恵美子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
北海道帯広市西18条南３丁目30番６号　アーバングレースＢ101号
債務者　アヤシ博子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
北海道帯広市西21条南２丁目５番８号　Ａ号室
債務者　白山ゆかり
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
盛岡市湯沢19地割17番地１
債務者　藤澤　弥生
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１１２号
群馬県太田市台之郷町1431番地６
債務者　竹花　勝年
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２１２号
愛知県一宮市大和町苅安賀字観音堂116番地
債務者　川辺　銀治
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２４１号
奈良県生駒郡三郷町立野北２丁目24番１号（201号室）
債務者　河野　弥生（旧姓市森）
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３２号
和歌山県田辺市東陽８番43号、前住所和歌山県田辺市磯間23番７号　グランドハイツ201号
債務者　岩下　　光
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第３３号
和歌山県田辺市中芳養2117番地の４　２―１―28、前住所和歌山県田辺市上万呂326番地の14　Ｂ―１
債務者　谷口　賀幸
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第３４号
和歌山県田辺市高雄２丁目24番15号
債務者　高田　剣太
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第３５号
和歌山県田辺市高雄２丁目24番15号
債務者　高田　　奨
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
和歌山地方裁判所田辺支部